第５号

横浜市報調達公告版

発行所　横浜市中区港町１丁目１番地
横浜市役所

【交通局】

△一般競争入札の施行の改正……………………………………………………………２

交　通　局

交通局調達公告第５号

一般競争入札の施行の改正

平成 17 年 12 月 20 日発行横浜市調達公告版第 55 号（交通局調達公告第 44 号）により公告した次の一般競争入札については次のとおり改める。

横浜市交通事業管理者
交通局長　魚　谷　憲　治

2,500万円以上の一般競争入札の施行

次のとおり、「高速鉄道４号線川和車両基地軌道工事」１件の工事について、一般競争入札を行う。

１　入札参加資格

入札参加者は、入札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格をすべて満たしていなければならない。

(1) 横浜市交通局契約規程（昭和52年８月交通局規程第12号）第３条第１項に掲げる者でないこと及び同条第２項の規定に基づき横浜市交通局工事請負に関する競争入札取扱要綱第３条第１項により定める資格を有する者であること。

(2) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）に登載されている者であること。

(3) 横浜市交通局一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 工事ごとに定める入札参加資格をすべて満たす者であること。

(5) 入札に参加しようとする工事の設計図書を次項第２号に定める手続により購入した者であること。

(6) その他詳細については、横浜市交通局契約規程、横浜市交通局工事請負に関する競争入札取扱要綱及び横浜市交通局工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによる。

２　入札参加手続等

(1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続は要しない。

(2) 設計図書の購入

ア　設計図書は、イの期間に交通局総務部財務課において閲覧に供する。

イ　設計図書購入の申込期間
　この公告の日から平成17年 12 月 26 日午後５時まで

ウ　設計図書の購入先
　工事ごとに定める。

エ　設計図書購入の申込手続
　横浜市交通局総務部財務課において閲覧又は横浜市のホームページを参照すること。

(3) 前項に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

３　入札方法等

(1) 入札及び開札の日時及び場所については、工事ごとに定める。

(2) 入札参加者は、定められた日時及び場所において入札書を提出すること。また、郵便による入札は認めない。

(3) 入札書は、設計図書の販売とあわせて交付する所定の用紙を用いること。

(4) 入札に当たっては、工事費内訳書を持参すること。当該工事費内訳書は、本市が工事ごとに定めた参考資料等の内訳書と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。また、入札時に提出を求められた場合は、当該工事費内訳書を入札担当者へ提出すること。

　なお、当該工事費内訳書は入札時以降も提出を求める場合があるので、入札後も落札決定までの期間は各自保管するものとする。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

ず、見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。

(7) 入札の回数は１回とする。

なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。

(8) 合併入札の場合には、入札書にすべての工事件名を記載し、金額はすべての工事の合計金額を記載すること。

(9) 特定建設共同企業体が入札を行う場合は、入札書に共同企業体名、共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載して入札を行い、共同企業体協定書兼委任状をあわせて提出すること。

４　入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 横浜市交通局契約規程第22条の規定に該当する入札

(2) 第１項に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

(3) 工事費内訳書の提出をしない者が行った入札又は前項第４号の定めに従わない工事費内訳書を提出した者が行った入札

(4) 特定建設共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状を提出しない者が行った入札

(5) 建設共同企業体の構成員となっている者が、同一の入札において単体又は他の建設共同企業体の構成員として入札を行った場合、その者及びその者を構成員とする建設共同企業体が行った入札

(6) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札

(7) 指定された入札箱以外の入札箱に対して行った入札

(8) 前項第８号及び第９号に定める方法によらない入札

５　入札参加資格の確認及び落札の決定

(1) 開札後、工事ごとに定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）及び当該価格を発表し、落札の決定は保留する。

(2) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認する。

(3) 前号に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア　当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、その旨通知する。落札者以外の入札参加者については、入札の結果を一般の閲覧に供することをもって通知に代えるものとする。

イ　当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、前号の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(4) 第２号の入札参加資格の確認に当たっては、当該落札候補者は、工事ごとに定める提出書類等を、入札日（前号イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）から翌開庁日の午後５時までの間に提出し、また確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、前号イの手続により落札者を決定する。

(5) 第３号イの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。

(6) 落札候補者の入札価格が工事ごとに定める調査基準価格未満である場合は、第２号の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市交通局工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱に定める調査を行う。

(7) 前号の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

(8) 第６号の調査に当たっては、当該落札候補者は、横浜市交通局工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱に定める書類を各３部、別に指定した日時までに提出し、また、調査のために必要な指示に従わ

なければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は横浜市交通事業管理者の指示に従わない場合には、前号に該当するものとし当該落札候補者を落札者としないものとする。

(9) 前号に定める書類は、第３項第４号に定める工事費内訳書に記載した各項目の内容に対応したものを提出すること。対応した工事費内訳書の提出がない場合には、第７号に該当するものとし当該落札候補者を落札者としないものとする。

(10) 第２号の入札参加資格の確認の結果、落札となるべき同価の入札をした者（第６号の調査を行った後、落札者としない者があった場合はその者を除く。）が２人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該入札事務に関係のない本市職員をしてくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(11) 入札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が横浜市交通局一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第２条第１項、第３条又は第４条に該当した場合（ただし、軽微な事由による停止措置を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

６　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金はこれを免除する。

(2) 契約保証金の有無については、工事ごとに定める。

(3) 契約保証金を求める場合の取扱いについては、横浜市交通局工事請負等競争入札参加者心得第27条及び第28条の規定よる。

７　契約金の支払方法

(1) 前金払の有無及び方法並びに部分払の回数は、工事ごとに定める。
　なお、前金払は部分払の回数に含まない。

(2) 工事ごとに定める前金払の方法が「する（一括)」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の４以内の額を支払う。また、「する（各年)」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の４以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。

(3) 継続費又は債務負担行為に係る契約である場合には、工事ごとに明示する。この場合の契約金の支払いは、契約期間中の各会計年度において、契約で定める当該会計年度の支払限度額の範囲内で、出来高に応じて行う。

８　その他

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。

(2) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある場合には、工事ごとに明示する。

(3) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。

(4) 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が第１項に定める入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合は、この限りでない。

(5) 必要と認めるときは入札を中止することがある。

(6) 開札後、落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除いて、落札者となることを辞退することはできないものとする。

(7) 第５項第２号の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市交通局工事請負に関する競争入札取扱要綱第25条第１項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定された場合は、当該工事の契約は締結しないものとする。
　なお、入札日において、平成17・18年度の横浜市入札参加資格審査申請における当該工事と同工種の元請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に１００分の１０５を乗じた額）の６割に満たず、かつ、当該工事と同工種の下請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に１００分の１０５を乗じた額）の８割に満たない者は、横浜市交通局工事請負に関する競争入札取扱要綱第25条第１項第９号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。

(8) 工事ごとに定める調査基準価格未満の金額で入札を行って落札候補者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合又は第５項第４号若しくは第８号に定める書類を提出しない場合は、横浜市交通局一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第２条の規定により、参加停止の措置を行う。

(9) その他この公告に規定のない事項については、横浜市交通局契約規程、横浜市交通局公共工事の前払金に関する規程、横浜交通局市工事請負に関する競争入札取扱要綱及び横浜市交通局工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによるものとする。

契約番号		０５５３０１１０７０
入札方法		入札の持参による
工事件名		高速鉄道４号線川和車両基地軌道工事
施工場所		都筑区川和町１，３４３番から２２５番の５まで
工事概要		軌道材料運搬工一式、軌框組立工３，５７６ｍ、バラスト道床工３，１１２ｍ、コンクリート道床工３２９ｍ３、ピット線（検修庫線）工４１２ｍ、分岐器（５０Ｎ７＃Ｓ・Ｃ）組立工１基、分岐器（４０Ｎ６＃）組立工２１基、リアクションプレート設置工一式、その他付帯工事一式
工期		契約締結の日から平成１９年　５月１４日まで
予定価格		３１０，０００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		２１７，０００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
最低制限価格		設定なし
入札参加資格	登録工種	土木
	格付等級	【土木：Ａ】
	登録細目	【土木：軌道工事】
	所在地区分	市内又は準市内
	技術者	土木工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は入札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	※次ページのとおり 本件工事の公告は２ページありますので、ご注意ください。　（このページは１ページ目です。）
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。工事内容欄に施工場所及び工事概要を記入し、併せて実績を証明する契約書、設計図書及び竣工時工事カルテ受領書の写し等の書類を添付すること。）　（３）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要）（４）施工実績調書（工事内容欄に施工場所及び工事概要を記入し、併せて実績を証明する契約書、設計図書及び竣工時工事カルテ受領書の写し等の書類を添付すること。）
設計図書の購入先・申込期限		関東コピー株式会社、有限会社新日本プリント 平成１７年１２月２６日　午後　５時００分 詳細については、横浜市交通局財務課掲示板又は横浜市のホームページを参照すること。
入札及び開札日時		平成１８年　１月２６日（木）午後　２時００分
入札及び開札場所		中区真砂町２丁目２２番地関内中央ビル７階交通局財務課入札室
支払条件		前金払　する（一括）　部分払　３回以内　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当しない
注意事項		※次ページのとおり 本件工事の公告は２ページありますので、ご注意ください。　（このページは１ページ目です。）
工事担当課		交通局施設課　電話　０４５－６７１－３１８０
契約担当課		交通局財務課　電話　０４５－６７１－３１７２

契約番号	０５５３０１１０７０
工事件名	高速鉄道４号線川和車両基地軌道工事
入札に係る必要事項	【入札参加資格　その他】 （１）配置する監理技術者は、平成７年４月１日から入札日までの間に完成したコンクリート直結軌道設置及びリアクションプレート設置を含む新線軌道建設工事の元請としての施工経験を有すること（当該経験が共同企業体の構成員としての経験の場合は、出資比率が総出資額の１０分の２以上のものに限る。）。 （２）平成７年４月１日から入札日までの間に完成したコンクリート直結軌道設置及びリアクションプレート設置を含む新線軌道建設工事の元請としての施工実績を有すること（当該実績が共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が総出資額の１０分の２以上のものに限る。）。 【注意事項】 （１）入札にあたっては、当該工事について本市が定めた参考資料等の内訳書と同程度の詳細な工事費内訳書を持参し、提出を求められた場合は提出すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。提出できない場合、当該入札者の入札を無効とする。（２）調査基準価格未満の価格で入札を行った場合は、横浜市交通局工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱に定める書類（第１号様式から第１２号様式まで）を各３部入札日の翌開庁日の午後５時までに提出すること。提出できない場合、当該入札者の入札を無効とする。（３）本件工事は、債務負担行為に係る契約である。 本件工事の公告は２ページありますので、ご注意ください。　（このページは２ページ目です。） このページに記載されていない事項については、１ページ目をご確認ください。